

作成年月日	令和4年2月22日
作成者所属	自衛隊長崎地方協力本部 援護課
作成者階級氏名	防衛事務官 池田 拓哉

仕 様 書

件 名 タイルカーペット

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊長崎地方協力本部において調達する「タイルカーペット」について適用する。

2 規 格

NT-346 (サンゲツ 2021-2023 NATURAL TILE
NT350 参照) または同等品以上

3 納品場所及び数量

長崎県長崎市出島町2番25号 自衛隊長崎地方協力本部内

- (1) 本部長室 (別紙第1) …一式 (37.3㎡)
- (2) 広報応接室 (別紙第1) …一式 (39.2㎡)
- (3) 副本部長室 (別紙第2) …一式 (27.0㎡)

4 納 期

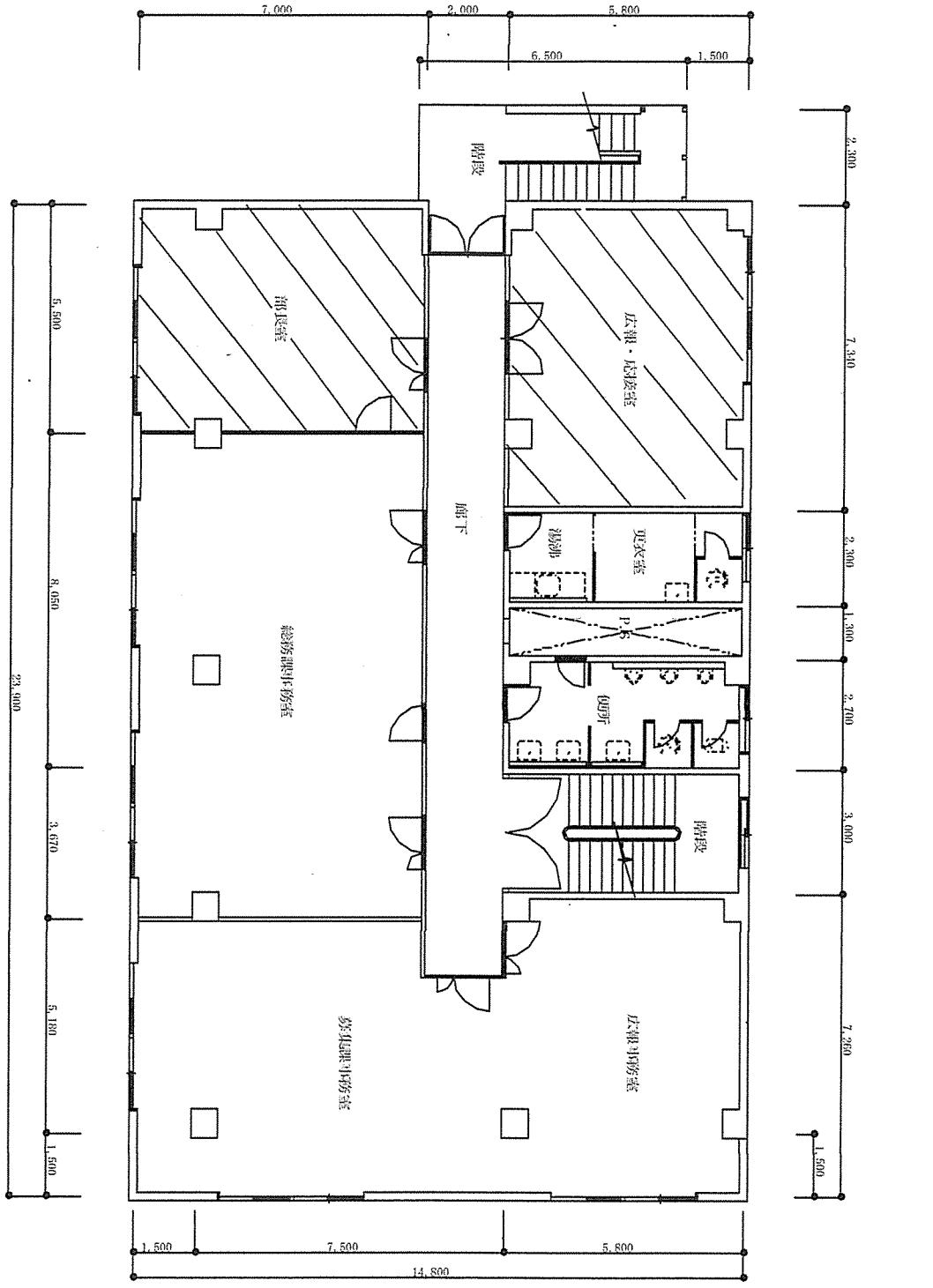
令和4年3月30日 (水)

5 特記事項

- (1) 請負業者は、別紙の張り替え範囲を確認のうえ、タイルカーペットの張り替えを実施するものとする。規格は第2項のとおりとする。張り替え範囲については概ねの目安であり、細微な誤差が想定されるため、正確な範囲は現地にて確認するものとする。なお、同等品で参加する場合は、事前に官側へ同等品申請書及びカタログ等仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 本部長室の金庫以外の什器は官側で移設・復旧を行うものとし、本部長室の金庫については、請負業者が移設・復旧を行うものとする。
- (3) 本部長室の洗面所について、洗面器具直下のカーペットは既存のカーペットを継続使用するものとする。
- (4) 請負業者は、本件において労働安全及び施設の保護に充分注意を払うものとし、施設に損傷を与えた場合、請負業者の責任において復旧するものとする。

- (5) 既存カーペットのほか、作業中に発生した廃棄物は、請負業者の責任で適正に処理するものとする。
- (6) 請負業者は、必要に応じ、張り替えたカーペット周辺の補修及び床パネル取り替え等の調整を行うものとする。
- (7) 張り替えに当たって、化学物質を放散（発散）させる建築材料等は、揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努めるものとする。また、請負業者は、揮発性有機化合物 6 物質を含む材料を使用した場合は、室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする（ただし、事前に揮発性有機化合物 6 物質を含有していないこと又は使用のされていないことを安全データシート（SDS）等で確認し、材料等の現場受け入れ時に「事前に書類で確認した製品」と「現物が同一のもの」であることを納品書等で再確認できる場合はこの限りではない）。
- (8) 張り替え作業終了後、現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
- (9) その他疑義が生じた際は、官側と協議するものとする。

駐(分)屯地名	大村駐屯地	図面	防衛省長崎合同庁舎2階平面図	建物番号	1	縮尺	1:150	作成年月日	4. 2. 21	図面番号及び番号	別紙第1
---------	-------	----	----------------	------	---	----	-------	-------	----------	----------	------



駐(分)屯地名	大村駐屯地	図面	防衛省長崎合同庁舎1階平面図	建物番号	1	縮尺	1:150	作成年月日	4. 2. 21	図面番号及び番号	別紙第2
---------	-------	----	----------------	------	---	----	-------	-------	----------	----------	------

